

湖西市条例第 4 号

湖西市手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月4日

湖西市長 田内 裕之

湖西市手数料徴収条例の一部を改正する条例

湖西市手数料徴収条例（昭和 42 年湖西市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「130円」を「120円」に、「1,590円」を「1,600円」に、「390円」を「430円」に、「260円」を「240円」に改める。

別表第 3 を次のように改める。

別表第 3（第 2 条関係）

	事務の種類	手数料 の名称	区分	単位	金額	備考	
1	建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく確認の申請に対する審査又は同法第18条第3	建築物に関する確認申請等手数料	床面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第3号に規定する床面積をいう。）の全てもう。以下この項から3の項までにおいて同じ。）の合計が30平方メートル以内のもの	申請等に係る建築物（以下この項から3の項までにおいて「申請等建築物」という。）の全てもう。以下この項から3の項までにおいて同じ。）の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき	11,100円	備考1のとおり
			床面積の合計が30平方メートル	申請等建築物の全てもう。以下この項から3の項までにおいて同じ。）の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき	14,900円	
			床面積の合計が30平方メートル	申請等建築物の全てもう。以下この項から3の項までにおいて同じ。）の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき	19,100円	

	項の規定に基づく審査				を超え、100平方メートル以内のもの	法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合		
						その他の場合	1件につき	29,200円
					床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	申請等建築物の全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合	1件につき	25,300円
						その他の場合	1件につき	40,200円
					床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの		1件につき	53,200円
					床面積の合計が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの		1件につき	76,300円
					床面積の合計が500平方メートルを超えるもの		1件につき	134,200円
2	建築基準法第7条第1項又は第18条第21項の規定に基づく検査	建築物に関する完了検査申請等手数料	建築基準法第7条の3第1項又は第18条第29項の検査を受けた建築物	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	申請等建築物の全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物（当該工事が同法第7条の5に規定する工事であるものに限る。以下この項及び次項におい	1件につき	12,600円	備考2のとおり

		て同じ。) である場合		
		その他の場合	1件につき	18,300円
	床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	申請等建築物の全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合	1件につき	17,500円
	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	その他の場合	1件につき	27,000円
	床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	申請等建築物の全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合	1件につき	23,400円
	床面積の合計が100平方メートル以内のもの	その他の場合	1件につき	38,700円
	床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの		1件につき	53,200円
	床面積の合計が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの		1件につき	58,900円
その他の建築物	床面積の合計が30平方メートル以内	申請等建築物の全てが建築基準法第6条の4第1項各号	1件につき	13,600円

			のもの	に掲げる建築物である場合			
				その他の場合	1件につき	19,300円	
			床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	申請等建築物の全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合	1件につき	18,500円	
				その他の場合	1件につき	28,000円	
			床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	申請等建築物の全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合	1件につき	25,400円	
				その他の場合	1件につき	40,700円	
			床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの		1件につき	55,200円	
			床面積の合計が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの		1件につき	60,900円	
			床面積の合計が500平方メートルを超えるもの		1件につき	74,900円	
3	建築基準法第7条の3第1	建築物に関する	床面積の合計が30平方メートル	申請等建築物の全てが建築基準	1件につき	13,600円	備考3のとおり

	項又は第18条第29項の規定に基づく検査	る中間検査申請等手数料	以内のもの	法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合		
				その他の場合	1件につき	19,900円
			床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	申請等建築物の全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合	1件につき	17,900円
				その他の場合	1件につき	28,000円
			床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	申請等建築物の全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合	1件につき	24,000円
				その他の場合	1件につき	39,500円
			床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの		1件につき	54,700円
			床面積の合計が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの		1件につき	56,700円
4	建築基準法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第	検査済証の交付を受ける前における		1件につき	123,900円	

	38項第1号若しくは第2号（同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項）において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査	る建築物等の仮使用認定申請手数料			
5	建築基準法第12条第8項の台帳の記載事項に係る証明書の交付	建築物等確認申請等台帳記載事項証明書交付手数料	1件につき	450円	
6	建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料	1件につき	28,400円	
7	建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物の建築	仮設建築物建築許可申請手数料	1件につき	123,900円	

	の許可の申請に対する審査				
8	建築基準法第86条第1項の規定に基づく一の敷地とみなすことによる建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	一団地を一の敷地とみなすことによる建築物の特例認定申請手数料		1件につき	建築物の数が1又は2である場合にあっては80,200円、建築物の数が3以上である場合にあっては80,200円に2を超える建築物の数に29,500円を乗じて得た額を加算した額
9	建築基準法第86条第2項の規定に基づく一の敷地とみなすことによる建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	既存建築物を前提とした一定の団地の区域を一の敷地とみなすことによる建築物の特例認定申請手数料		1件につき	建築物（既存建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあっては80,200円、建築物の数が2以上である場合にあっては80,200円に1を超える建築物の

		料			数に29,500円を乗じて得た額を加算した額
10	建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく同一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の認定の申請に対する審査	同一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料		1件につき	建築物（同一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあっては80,200円、建築物の数が2以上である場合にあっては80,200円に1を超える建築物の数に29,500円を乗じて得た額を加算した額
11	建築基準法第86条の5第1項の規定に基づく複数建築物の認定又は許可の取消しの申請に対する審査	複数建築物の認定又は許可の取消し申請手数料		1件につき	6,700円に現に存する建築物の数に12,500円を乗じて得た額を加算した額
12	建築基準法	一団地		1件につき	28,400円

	第86条の6第2項の規定に基づく建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請に対する審査	の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	き		
13	建築基準法第86条の8第1項の規定に基づく既存の建築物について行われる2以上の工事の全体計画に関する認定の申請に対する審査	既存の建築物について行われる2以上の工事の全体計画に関する認定申請手数料	1件につき	28,400円	
14	建築基準法	既存の	1件につき	28,400円	

	第86条の8第3項の規定に基づく既存の建築物について行われる2以上の工事の全体計画の変更に関する認定の申請に対する審査	建築物について行われる2以上の工事の全体計画の変更に関する認定申請手数料	き		
15	建築基準法第87条の2第1項の規定に基づく既存の建築物について行われる2以上の工事の全体計画に関する認定の申請に対する審査	用途変更に伴い既存の建築物について行われる2以上の工事の全体計画に関する認定申請手数料	1件につき	28,400円	
16	建築基準法第87条の2第2項において準用する同法第86条の8第3項の規定に基づく既存の建築物	用途変更に伴い既存の建築物について行われる2以上	1件につき	28,400円	

	について行われる2以上の工事の全体計画の変更に関する認定の申請に対する審査	の工事の全体の計画の変更に関する認定申請手数料				
17	建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく興行場等への一時的な用途の変更の許可の申請に対する審査	興行場等への一時的な用途に係る許可申請手数料		1件につき	123,900円	
18	建築基準法第87条の4において準用する同法第6条第1項の規定に基づく確認の申請に対する審査又は同法第87条の4において準用する同法第18条第3項の規定に基づく審査	建築設備に関する確認申請等手数料	確認を受けた建築設備の計画を変更して設置する場合	小荷物専用昇降機	建築設備1件につき	6,800円
			その他の建築設備	その他の建築設備	建築設備1件につき	10,500円
				その他の小荷物専用昇降機	建築設備1件につき	9,700円
				その他の建築設備	建築設備1件につき	20,900円
19	建築基準法第87条の4において準用	建築設備に関する完了	小荷物専用昇降機	建築設備1件につき	18,800円	

	する同法第7条第1項又は第18条第21項の規定に基づく検査	了検査申請等手数料	その他の建築設備	建築設備1件につき	31,400円	
20	建築基準法第88条第1項及び第2項において準用する同法第6条第1項の規定に基づく確認の申請に対する審査又は同法第88条第1項及び第2項において準用する同法第18条第3項の規定に基づく審査	工作物に関する確認申請等手数料	確認を受けた工作物の計画を変更して築造する工作物 その他の工作物	工作物1件につき 工作物1件につき	9,700円 17,700円	
21	建築基準法第88条第1項及び第2項において準用する同法第7条第1項又は第18条第21項の規定に基づく検査	工作物に関する完了検査申請等手数料		工作物1件につき	22,900円	
22	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24	低炭素建築物新築等計画認	市長が定める機関が交付した都市の	一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同	1戸につき 5,500円	都市の低炭素化の促進に関する法律

年法律第84号) 第53条第1項の規定に基づく認定の申請に対する審査	定申請手数料	低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合	じ。)	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	申請に係る戸数(以下「申請戸数」という。)が1戸のもの	1件につき	5,500円	第54条第2項の規定により申し出る場合は、1の項区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に掲げる額の手数料を併せて納付するものとする。
				部分(人の居住の用に供する部分(共用廊下、共用階段その他の市長が共用部分と認めるもの(以下「共用部分」という。)を除く。)をいう。以下同じ。)	申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	1件につき	10,700円	
				部分(共用廊下、共用階段その他の市長が共用部分と認めるもの(以下「共用部分」という。)を除く。)をいう。以下同じ。)	申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	1件につき	18,100円	
				部分(共用廊下、共用階段その他の市長が共用部分と認めるもの(以下「共用部分」という。)を除く。)をいう。以下同じ。)	申請戸数が11戸以上のもの	1件につき	30,700円	
				一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分	申請戸数が11戸以上のもの	1件につき	10,700円	
		一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分		1件につき	10,700円			

		住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分	き	
		その他の建築物	1件につき	10,700円
	その他の場合	一戸建ての住宅	1戸につき	都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号の経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準のうち市長が別に定めるもの（以下この項、次項及び24の項において「市長が定める基準」という。）による審査にあつては19,200円、その他の基準による審査にあつては38,800円
		一戸建ての住宅以外の住宅	申請戸数が1戸のもの 1件につき	市長が定める基準による審査にあつては

	の住戸 部分		19,200円、 その他の基 準による審 査にあつて は38,800円
	申請戸数が2戸 以上5戸以下の もの	1件につ き	市長が定め る基準によ る審査にあ つては 37,000円、 その他の基 準による審 査にあつて は78,000円
	申請戸数が6戸 以上10戸以下 のもの	1件につ き	市長が定め る基準によ る審査にあ つては 53,200円、 その他の基 準による審 査にあつて は110,200 円
	申請戸数が11 戸以上のもの	1件につ き	市長が定め る基準によ る審査にあ つては 78,000円、 その他の基 準による審 査にあつて は155,300 円
	一戸建ての住宅以外の	1件につ	122,400円

				住宅の共用部分	き		
				一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分	1件につき	市長が定める基準による審査にあつては97,600円、その他の基準による審査にあつては254,400円	
				その他の建築物	1件につき	市長が定める基準による審査にあつては97,600円、その他の基準による審査にあつては254,400円	
23	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	市長が定める機関が交付した都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第1項第1	一戸建ての住宅	1戸につき	3,300円	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定により申し出る場合は、1の項
				一戸建ての住宅	1件につき	3,300円	
				申請戸数が1戸のもの	1件につき	3,300円	
				申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	1件につき	6,600円	
				申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	1件につき	10,600円	
				申請戸数が11戸以上のもの	1件につき	18,100円	
				一戸建ての住宅以外の	1件につき	6,600円	

号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合	住宅の共用部分	き		区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に掲げる
	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分	1件につき	6,600円	
	その他の建築物	1件につき	6,600円	額の手数を併せて納付するものとする。
	その他の場合	1戸につき	市長が定める基準による審査にあっては10,000円、その他の基準による審査にあっては20,200円	
一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	申請戸数が1戸のもの	1件につき	市長が定める基準による審査にあっては10,000円、その他の基準による審査にあっては20,200円	
		申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	1件につき	市長が定める基準による審査にあっては19,400円、その他の基準による審査にあっては39,900円
		申請戸数が6戸	1件につき	市長が定め

			以上10戸以下のもの	き	る基準による審査にあつては 28,700円、 その他の基準による審査にあつては57,600円
			申請戸数が11戸以上のもの	1件につき	市長が定める基準による審査にあつては 41,800円、 その他の基準による審査にあつては81,300円
			一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分	1件につき	62,500円
			一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分	1件につき	市長が定める基準による審査にあつては 50,300円、 その他の基準による審査にあつては128,700円
			その他の建築物	1件につき	市長が定める基準による審査にあつては 50,300円、 その他の基

						準による審査にあつては128,700円	
24	都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第46条の2の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付	低炭素建築物新築等に係る軽微変更該当証明書交付手数料	市長が定める機関が交付した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合すること	一戸建ての住宅	1戸につき	1,500円	
				一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	証明に係る戸数（以下この項及び30の項において「証明戸数」という。）が1戸のもの	1件につき	1,500円
					証明戸数が2戸以上5戸以下のもの	1件につき	3,100円
					証明戸数が6戸以上10戸以下のもの	1件につき	5,300円
					証明戸数が11戸以上のもの	1件につき	8,900円
				住宅の共用部分	1件につき	3,100円	
				住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分	1件につき	3,100円	
				その他の建築物	1件につき	3,100円	
その他の場合	一戸建ての住宅	1戸につき	市長が定める基準による審査にあつては5,100円、その他の基				

			準による審査にあっては10,000円
一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	証明戸数が1戸のもの	1件につき	市長が定める基準による審査にあっては5,100円、その他の基準による審査にあっては10,000円
	証明戸数が2戸以上5戸以下のもの	1件につき	市長が定める基準による審査にあっては9,600円、その他の基準による審査にあっては19,700円
	証明戸数が6戸以上10戸以下のもの	1件につき	市長が定める基準による審査にあっては14,200円、その他の基準による審査にあっては28,400円
	証明戸数が11戸以上のもの	1件につき	市長が定める基準による審査にあっては21,100円、

						その他の基準による審査にあっては40,700円
			一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分	1件につき		31,200円
			一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分	1件につき		市長が定める基準による審査にあっては24,800円、その他の基準による審査にあっては64,000円
			その他の建築物	1件につき		市長が定める基準による審査にあっては24,800円、その他の基準による審査にあっては64,000円
25	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項の規定に基づく判定又は	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物又は建築物エネルギー消費	一戸建ての住宅	1戸につき	5,500円
			一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	判定に係る戸数（以下この項、次項及び29の項において「判定戸数」という。）が1戸のもの	1件につき	5,500円

同法第12条 第2項の規定 に基づく判 定	費性能基 準等を定 める省令 (平成28 年経済産 業省、国 土交通省 令第1	判定戸数が2戸 以上5戸以下の もの	1件につ き	10,700円
		判定戸数が6戸 以上10戸以下 のもの	1件につ き	18,100円
		判定戸数が11 戸以上のもの	1件につ き	30,700円
	号。以下 この項か ら30の項 まで及び 備考2(3) において 「基準省 令」とい う。)第 4条第3項 第2号若 しくは第 13条第3	一戸建ての住宅以外の 住宅の共用部分(基準 省令第4条第3項第1号 若しくは第13条第3項 第1号の規定を適用す る建築物又は基準省令 第4条第3項第2号若し しくは第13条第3項第2号 の規定を適用する建築 物であって判定に係る 部分が共用部分のみの ものに限る。)	1件につ き	10,700円
	項第2号 の規定を 適用する 建築物で	一戸建ての住宅以外の 住宅の住戸部分及び共 用部分以外の部分	1件につ き	10,300円
	あって判 定に係る 部分が共 用部分の みのもの の場合	その他の建築物	1件につ き	10,300円
	その他の 場合	一戸建ての住宅	1戸につ き	建築物のエ ネルギー消 費性能の向 上等に関す

				る法律第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準又は同法第30条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準のうち市長が別に定めるもの（以下この項、次項及び29の項において「市長が定める基準」という。）による判定にあつては19,200円、その他の基準による判定にあつては38,800円
一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	判定戸数が1戸のもの	1件につき		市長が定める基準による判定にあつては19,200円、その他の基

			準による審査にあっては38,800円
	判定戸数が2戸以上5戸以下のもの	1件につき	市長が定める基準による判定にあっては37,000円、その他の基準による判定にあっては78,000円
	判定戸数が6戸以上10戸以下のもの	1件につき	市長が定める基準による判定にあっては53,200円、その他の基準による判定にあっては110,200円
	判定戸数が11戸以上のもの	1件につき	市長が定める基準による判定にあっては78,000円、その他の基準による判定にあっては155,300円
	一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分（基準省令第4条第3項第1号	1件につき	122,400円

				又は第13条第3項第1号の規定を適用する建築物に係るものに限る。)		
				一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分であって、工場等（工場、倉庫その他エネルギーの使用の状況がこれらに類するものをいう。以下この項、次項、29の項及び備考2(3)において同じ。）の用途に供する部分を除いた部分	1件につき	市長が定める基準による判定にあつては97,200円、その他の基準による判定にあつては254,700円
				一戸建ての住宅以外の住宅の工場等の用途に供する部分	1件につき	21,100円
				その他の建築物の工場等の用途に供する部分を除いた部分	1件につき	市長が定める基準による判定にあつては97,200円、その他の基準による判定にあつては254,700円
				その他の建築物の工場等の用途に供する部分	1件につき	21,100円
26	建築物のエネルギー消費性能の向	計画変更に係る建築	認定建築物エネルギー消費	一戸建ての住宅	1戸につき	3,300円
				一戸建 判定戸数が1戸	1件につき	3,300円

上等に関する法律第11条第2項の規定に基づく判定又は同法第12条第3項の規定に基づく判定	物エネルギー消費性能適合性判定手数料	性能向上計画に記載された他の建築物又は基準省令第4条第3項第2号若しくは第13条第3項第2号	ての住宅以外の住宅の住戸部分	のもの 判定戸数が2戸以上5戸以下のもの	き 1件につき	6,600円
			部分	判定戸数が6戸以上10戸以下のもの	き 1件につき	10,600円
				判定戸数が11戸以上のもの	き 1件につき	18,100円
			一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分（基準省令第4条第3項第1号若しくは第13条第3項第1号の規定を適用する建築物又は基準省令第4条第3項第2号若しくは第13条第3項第2号の規定を適用する建築物であって判定に係る部分が共用部分のみのものの場合		き 1件につき	6,600円
			一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分		き 1件につき	6,300円
			その他の建築物		き 1件につき	6,300円
			その他の場合	一戸建ての住宅	き 1戸につき	市長が定める基準による判定にあつては10,000円、その他の基準による判

			定にあつては20,200円
一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	判定戸数が1戸のもの	1件につき	市長が定める基準による判定にあつては10,000円、その他の基準による判定にあつては20,200円
	判定戸数が2戸以上5戸以下のもの	1件につき	市長が定める基準による判定にあつては19,400円、その他の基準による判定にあつては39,900円
	判定戸数が6戸以上10戸以下のもの	1件につき	市長が定める基準による判定にあつては28,700円、その他の基準による判定にあつては57,600円
	判定戸数が11戸以上のもの	1件につき	市長が定める基準による判定にあつては41,800円、その他の基

			準による判定にあつては81,300円
	一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分（基準省令第4条第3項第1号又は第13条第3項第1号の規定を適用する建築物に係るものに限る。）	1件につき	62,500円
	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分であつて、工場等の用途に供する部分を除いた部分	1件につき	市長が定める基準による判定にあつては49,900円、その他の基準による判定にあつては128,300円
	一戸建ての住宅以外の住宅の工場等の用途に供する部分	1件につき	11,400円
	その他の建築物の工場等の用途に供する部分を除いた部分	1件につき	市長が定める基準による判定にあつては49,900円、その他の基準による判定にあつては128,300円
	その他の建築物の工場	1件につき	11,400円

			等の用途に供する部分		き			
27	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定に基づく認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	市長が定める機関が交付した建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合	一戸建ての住宅	1戸につき	5,500円	1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第2項の規定により申し出る場合は、1の項区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に掲げる額の手数料を併せて納付するものとする。 2 建築物のエネ	
				一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	申請戸数が1戸のもの	1件につき		5,500円
					申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	1件につき		10,700円
					申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	1件につき		18,100円
					申請戸数が11戸以上のもの	1件につき		30,700円
				一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分（基準省令第4条第3項第1号又は第13条第3項第1号の規定を適用する建築物に係るものに限る。）	1件につき	10,700円		
				一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分	1件につき	10,700円		
				その他の建築物	1件につき	10,700円		
その他の場合	一戸建ての住宅	1戸につき	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項第1号に規定する建築物エ	2				

				<p>費性能誘導 基準のうち 市長が別に 定めるもの (以下この 項、次項及 び30の項に おいて「市 長が定める 基準」とい う。)によ る審査にあ っては 19,200円、 その他の基 準による審 査にあつて は38,800円</p>	<p>ルギー 消費性 能の向 上等に 関する 法律第 29条第3 項各号 に掲げ る事項 を記載 する場 合にお ける手 数料の 額は、 申請に 係るそ れぞれ の建築 物の区 分の欄 に掲げ る区分 に応 じ、そ れぞれ 金額の 欄に掲 げる額 を合算 した額 とす る。</p>
	一戸建 ての住 宅以外 の住宅 の住戸 部分	申請戸数が1戸 のもの	1件につ き	<p>市長が定め る基準によ る審査にあ っては 19,200円、 その他の基 準による審 査にあつて は38,800円</p>	
		申請戸数が2戸 以上5戸以下 のもの	1件につ き	<p>市長が定め る基準によ る審査にあ っては 37,000円、 その他の基 準による審 査にあつて</p>	

			は78,000円
	申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	1件につき	市長が定める基準による審査にあつては53,200円、その他の基準による審査にあつては110,200円
	申請戸数が11戸以上のもの	1件につき	市長が定める基準による審査にあつては78,000円、その他の基準による審査にあつては155,300円
	一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分（基準省令第4条第3項第1号又は第13条第3項第1号の規定を適用する建築物に係るものに限る。）	1件につき	122,400円
	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分	1件につき	市長が定める基準による審査にあつては97,600円、その他の基準による審

						査にあつては254,400円		
				その他の建築物	1件につき	市長が定める基準による審査にあつては97,600円、その他の基準による審査にあつては254,400円		
28	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第1項の規定に基づく認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	市長が定める機関が交付した建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する	一戸建ての住宅	1戸につき	3,300円	1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定により申し出る場合は、1の項区分の欄	
				一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	申請戸数が1戸のもの	1件につき		3,300円
					申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	1件につき		6,600円
					申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	1件につき		10,600円
					申請戸数が11戸以上のもの	1件につき		18,100円
				一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分（基準省令第4条第3項第1号又は第13条第3項第1号の規定を適用する建築物に係るものに限る。）	1件につき	6,600円		
一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共	1件につき	6,600円						

場合	用部分以外の部分				に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に掲げる額の手数料を併せて納付するものとする。
	その他の建築物		1件につき	6,600円	
その他の場合	一戸建ての住宅		1戸につき	市長が定める基準による審査にあっては10,000円、その他の基準による審査にあっては20,200円	2 変更 (建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画(以
	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	申請戸数が1戸のもの	1件につき	市長が定める基準による審査にあっては10,000円、その他の基準による審査にあっては20,200円	
		申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	1件につき	市長が定める基準による審査にあっては19,400円、その他の基準による審査にあっては39,900円	
		申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	1件につき	市長が定める基準による審査にあっては	

			28,700円、 その他の基準による審査にあつては57,600円	下この項において「計画」という。)に係る建築物に関し同条第3項各号に掲げる事項を新たに記載する場合又は削除する場合を除く。)に係る建築物が2以上ある場合における手数料の額は、申請に係るそれぞれの建築物の区
	申請戸数が11戸以上のもの	1件につき	市長が定める基準による審査にあつては41,800円、その他の基準による審査にあつては81,300円	
	一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分（基準省令第4条第3項第1号又は第13条第3項第1号の規定を適用する建築物に係るものに限る。）	1件につき	62,500円	
	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分	1件につき	市長が定める基準による審査にあつては50,300円、その他の基準による審査にあつては128,700円	
	その他の建築物	1件につき	市長が定める基準による審査にあつては	

						<p>50,300円、 その他の基 準による審 査にあって は128,700 円</p>	<p>分の欄 に掲げ る区分 に応 じ、そ れぞれ 金額の 欄に掲 げる額 を合算 した額 とす る。</p> <p>3 計画に 建築物 のエネ ルギー 消費性 能の向 上等に 関する 法律第 29条第3 項各号 に掲げ る事項 を新た に記載 する場 合にお ける手 数料の 額は、 同条第1 項の規</p>
--	--	--	--	--	--	--	---

							定に基づく認定の申請とみなして、前項の規定を適用して算定する。
29	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第13条の規定に基づく軽微な変更に該当していることを証する書面の交付	建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更該当証明書交付手数料	認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物又は基準省令第4条第3項第2号若しくは第13条第3項第2号の規定を適用する建築物であって判定に係る部分が共用部分のみの場合	<p>一戸建ての住宅</p> <p>一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分</p> <p>一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分（基準省令第4条第3項第1号若しくは第13条第3項第1号の規定を適用する建築物又は基準省令第4条第3項第2号若しくは第13条第3項第2号の規定を適用する建築物であって判定に係る部分が共用部分のみの</p>	<p>1戸につき</p> <p>1件につき</p> <p>1件につき</p> <p>1件につき</p> <p>1件につき</p> <p>1件につき</p>	<p>1,500円</p> <p>1,500円</p> <p>3,100円</p> <p>5,300円</p> <p>8,900円</p> <p>3,100円</p>	

		ものに係るものに限る。)		
		一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分	1件につき	3,100円
		その他の建築物	1件につき	3,100円
その他の場合		一戸建ての住宅	1戸につき	市長が定める基準による判定にあつては5,100円、その他の基準による判定にあつては10,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	判定戸数が1戸のもの	1件につき	市長が定める基準による判定にあつては5,100円、その他の基準による判定にあつては10,000円
		判定戸数が2戸以上5戸以下のもの	1件につき	市長が定める基準による判定にあつては9,600円、その他の基準による判定にあつては19,700円

	判定戸数が6戸以上10戸以下のもの	1件につき	市長が定める基準による判定にあつては 14,200円、 その他の基準による判定にあつては28,400円
	判定戸数が11戸以上のもの	1件につき	市長が定める基準による判定にあつては 21,100円、 その他の基準による判定にあつては40,700円
	一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分（基準省令第4条第3項第1号又は第13条第3項第1号の規定を適用する建築物に係るものに限る。）	1件につき	31,200円
	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分であつて、工場等の用途に供する部分を除いた部分	1件につき	市長が定める基準による判定にあつては 24,800円、 その他の基準による判定にあつては64,000円
	一戸建ての住宅以外の	1件につき	5,700円

				住宅の工場等の用途に 供する部分	き		
				その他の建築物の工場 等の用途に供する部分 を除いた部分	1件につ き	市長が定め る基準によ る判定にあ っては 24,800円、 その他の基 準による判 定にあつて は64,000円	
				その他の建築物の工場 等の用途に供する部分	1件につ き	5,700円	
30	建築物のエ ネルギー消 費性能の向 上等に関す る法律施行 規則第28条 の規定に基 づく軽微な 変更に関し て、軽微な 変更を証明 しているこ とを証する 書面の交付	建築物 エネルギー 消費性能 向上計画に 係る軽微な 変更該当 証明書交付 手数料	市長が定 める機関 が交付し た建築物 のエネル ギー消費 性能の向 上等に関 する法律 第30条第 1項第1号 (同法第 31条第2 項におい て準用す る場合を 含む。)に 掲げる建 築物に係 るものに 限る。)に 掲げる建 築物に係 るものに 限る。)	一戸建ての住宅	1戸につ き	1,500円	
				一戸建ての住宅以外 の住宅の 住戸部分	証明戸数が1戸 のもの	1件につ き	1,500円
					証明戸数が2戸 以上5戸以下 のもの	1件につ き	3,100円
					証明戸数が6戸 以上10戸以下 のもの	1件につ き	5,300円
					証明戸数が11 戸以上のも の	1件につ き	8,900円
				一戸建ての住宅以外の 住宅の共用部分(基準 省令第4条第3項第1号 又は第13条第3項第1号 の規定を適用する建築 物に係るものに限 る。)	1件につ き	3,100円	
				一戸建ての住宅以外の 住宅の住戸部分及び共 用部分	1件につ き	3,100円	

る書面を添付する場合	用部分以外の部分			
	その他の建築物		1件につき	3,100円
その他の場合	一戸建ての住宅		1戸につき	市長が定める基準による審査にあつては5,100円、その他の基準による審査にあつては10,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	証明戸数が1戸のもの	1件につき	市長が定める基準による審査にあつては5,100円、その他の基準による審査にあつては10,000円
		証明戸数が2戸以上5戸以下のもの	1件につき	市長が定める基準による審査にあつては9,600円、その他の基準による審査にあつては19,700円
		証明戸数が6戸以上10戸以下のもの	1件につき	市長が定める基準による審査にあつては

		14,200円、 その他の基準による審査にあっては28,400円
	証明戸数が11戸以上のもの	1件につき 市長が定める基準による審査にあっては 21,100円、 その他の基準による審査にあっては40,700円
	一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分（基準省令第4条第3項第1号又は第13条第3項第1号の規定を適用する建築物に係るものに限る。）	1件につき 31,200円
	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分	1件につき 市長が定める基準による審査にあっては 24,800円、 その他の基準による審査にあっては64,000円
	その他の建築物	1件につき 市長が定める基準による審査にあっては 24,800円、

						その他の基準による審査にあつては64,000円		
31	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第7項までの規定に基づく認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料	住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する住宅性能評価書（以下この項及び次項において「住宅性能評価書」という。）又は同法第6条の2第3項に規定する確認書（以下この項及び次項において「確認書」という。）を添付する	一戸建ての住宅	1戸につき	16,100円	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定により申し出る場合は、1の項区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に掲げる額の手数料を併せて納付するものとする。	
				一戸建ての住宅以外	1棟当たりの申請戸数が1戸のもの	1棟につき		16,100円
				の住宅	1棟当たりの申請戸数が1戸を超え5戸以下のもの	1棟につき		27,500円
					1棟当たりの申請戸数が5戸を超えるもの	1棟につき		43,000円

場合（住宅を新築する場合に限る。）				
住宅性能評価書又は確認書を添付する場合（住宅を新築する場合を除く。）	一戸建ての住宅		1戸につき	23,200円
	一戸建ての住宅以外 の住宅	1棟当たりの申請戸数が1戸のもの	1棟につき	23,200円
		1棟当たりの申請戸数が1戸を超え5戸以下のもの	1棟につき	38,900円
		1棟当たりの申請戸数が5戸を超えるもの	1棟につき	62,200円
その他の場合（住宅を新築する場合に限る。）	一戸建ての住宅		1戸につき	53,100円
	一戸建ての住宅以外 の住宅	1棟当たりの申請戸数が1戸のもの	1棟につき	53,100円
		1棟当たりの申請戸数が1戸を超え5戸以下のもの	1棟につき	119,200円
		1棟当たりの申請戸数が5戸を超えるもの	1棟につき	189,400円
その他の場合（住宅を新築する場合を除く。）	一戸建ての住宅		1戸につき	77,800円
	一戸建ての住宅以外	1棟当たりの申請戸数が1戸のもの	1棟につき	77,800円

			く。) の住宅	1棟当たりの申請戸数が1戸を超え5戸以下のもの	1棟につき	177,600円		
				1棟当たりの申請戸数が5戸を超えるもの	1棟につき	282,600円		
32	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第5条第1項から第7項までの規定に基づく認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料	住宅性能評価書又は確認書を添付する場合(住宅を新築する場合に限る。)	一戸建ての住宅		1戸につき	12,800円	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定により申し出る場合は、1の項区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に掲げる額の手料を併せて納付するものとする。
				一戸建ての住宅以外	1棟当たりの申請戸数が1戸のもの	1棟につき	12,800円	
					1棟当たりの申請戸数が1戸を超え5戸以下のもの	1棟につき	21,200円	
					1棟当たりの申請戸数が5戸を超えるもの	1棟につき	34,900円	
			住宅性能評価書又は確認書を添付する場合(住宅を新築する場合を除く。)	一戸建ての住宅		1戸につき	17,800円	
				一戸建ての住宅以外	1棟当たりの申請戸数が1戸のもの	1棟につき	17,800円	
					1棟当たりの申請戸数が1戸を超え5戸以下のもの	1棟につき	30,400円	
			その他の場合(住宅を新築)	一戸建ての住宅		1戸につき	31,000円	
				一戸建て	1棟当たりの申請戸数が1戸のもの	1棟につき	31,000円	

	する場合に限る。)	ての住宅以外の住宅	請戸数が1戸のきもの		
			1棟当たりの申請戸数が1戸をきを超え5戸以下のもの	1棟につき	67,400円
			1棟当たりの申請戸数が5戸をきを超えるもの	1棟につき	107,300円
	その他の場合（住宅を新築する場合を除く。）	一戸建ての住宅		1戸につき	46,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅	1棟当たりの申請戸数が1戸のきもの	1棟につき	46,000円
			1棟当たりの申請戸数が1戸をきを超え5戸以下のもの	1棟につき	100,700円
			1棟当たりの申請戸数が5戸をきを超えるもの	1棟につき	160,600円

備考

1 1の項の建築物に関する建築確認申請等手数料については、次に掲げるとおりとする。

(1) 区分の欄中床面積の合計は、次のアからエまでに掲げる場合の区分に応じ、当該アからエまでに定める面積について算定する。

ア 建築物を建築する場合（イに掲げる場合及び移転する場合を除く。）
 にあつては、当該建築に係る部分の床面積

イ 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）にあつては、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）

ウ 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをする場合（エに掲げる場合を除く。）にあつては、当該移転、修繕、模様替

えに係る部分の床面積の2分の1

エ 確認を受けた計画を変更して建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをする場合にあっては、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1

(2) 建築基準法第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を除く。）の確認の申請又は同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を除く。）の計画の通知に係る計画に同法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合は、1の項に規定する手数料のほか、18の項区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に掲げる額の手数料を納付するものとする。

(3) 建築基準法第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を除く。）の確認の申請又は同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を除く。）の計画の通知に係る計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号又は第2項の規定が適用される建築物（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物を除く。）が含まれる場合は、1の項に規定する手数料のほか、当該建築物1棟ごとに、次の表の区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表金額の欄に掲げる額の手数料を納付するものとする。

区分		金額	
建築物を建築する場合（次項の場合を除く。）	一戸建ての住宅	14,000円	
	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	申請又は通知に係る戸数（以下「申請等戸数」という。）が1戸のもの	14,000円
		申請等戸数が2戸以上5戸以下のもの	25,500円
		申請等戸数が6戸以上10戸以下のもの	35,400円
		申請等戸数が11戸以上のもの	48,000円
確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合	一戸建ての住宅	7,000円	
	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	申請等戸数が1戸のもの	7,000円
		申請等戸数が2戸以上5戸以下のもの	12,700円
		申請等戸数が6戸以上10戸以下のもの	17,700円

	申請等戸数が11戸以上のもの	24,000円
--	----------------	---------

2. 2 の項の建築物に関する完了検査申請等手数料については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 区分の欄中床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあっては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをした場合にあっては当該移転、修繕又は模様替えに係る部分の床面積の2分の1について算定する。
- (2) 建築基準法第7条第1項又は第18条第21項の検査の申請に係る建築物に同法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合は、2の項に規定する手数料のほか、19の項区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に掲げる額の手数料を納付するものとする。
- (3) 建築基準法第7条第1項又は第18条第21項の検査の申請に係る建築物が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第10条第1項の規定が適用される建築物（建築基準法第6条の4第1項第3号に掲げる建築物及び建築基準法施行規則第4条第1項第4号ハの検査報告書又はその写しに係る建築物を除く。）である場合は、2の項に規定する手数料のほか、当該建築物1棟ごとに、次の表の区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表金額の欄に掲げる額の手数料を納付するものとする。

区分		金額
一戸建ての住宅		4,000円
一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	申請等戸数が1戸のもの	4,000円
	申請等戸数が2戸以上5戸以下のもの	4,800円
	申請等戸数が6戸以上10戸以下のもの	11,000円
	申請等戸数が11戸以上のもの	15,600円
一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分（基準省令第4条第3項第1号又は第13条第3項第1号の規定を適用する建築物に係るものに限る。）	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	2,100円
	床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	2,800円
	床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	4,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	6,000円
一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	2,100円
	床面積の合計が30平方メートルを超え、100	2,800円

分以外の部分であって、工場等の用途に供する部分を除いた部分	平方メートル以内のもの	
	床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	4,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	6,000円
一戸建ての住宅以外の住宅の工場等の用途に供する部分	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	360円
	床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	510円
	床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1,100円
	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	1,400円
その他の建築物の工場等の用途に供する部分を除いた部分	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	2,100円
	床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	2,800円
	床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	4,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	6,000円
その他の建築物の工場等の用途に供する部分	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	360円
	床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	510円
	床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1,100円
	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	1,400円

- 3 3の項の建築物に関する中間検査申請等手数料 区分の欄中床面積の合計は、中間検査（建築基準法第7条の3第1項又は第18条第29項の検査をいう。）を行う部分の床面積とする。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の湖西市手数料徴収条例別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に受ける屋外広告物許可申請に係る手数料について適用し、同日前に受けた屋外広告物許可申請に係る手数料については、なお従前の例による。